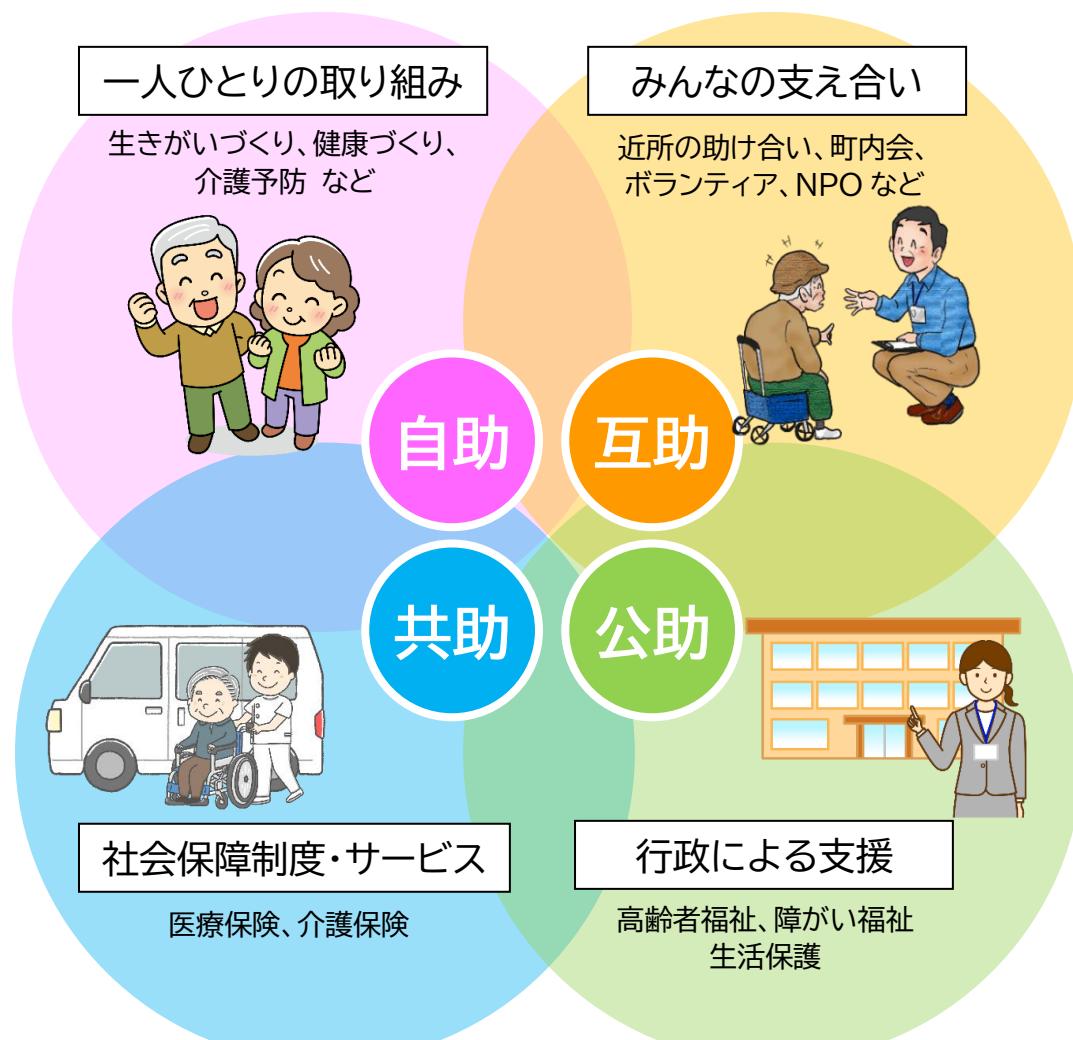


地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業所などあらゆる人、団体が協力し、「つながり」・「支え合う」ことです。

地域福祉を推進するためには、次の4つの助け合いの視点と役割で、連携することが必要です。

- 自助** 一人ひとりの主体的な活動。介護予防に取り組み、自分の心と体を健康に保ったり、自分の能力・収入で生活したりすること
- 互助** 近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の助け合い。近隣住民の方々とあいさつをし、顔なじみの関係を築くこと。
- 共助** 介護保険などの制度化された相互扶助による助け合いのこと。
- 公助** 行政の責任による公的支援。高齢者福祉事業や生活保護制度のこと。



発行・編集

十和田市 健康福祉部 生活福祉課 ☎034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
電話 0176-51-6718 FAX 0176-23-3227
ホームページ <https://www.city.towada.lg.jp/>

第3期十和田市地域福祉計画

<十和田市成年後見制度利用促進基本計画・十和田市再犯防止推進計画>

“あい”にあふれる 共生のまちづくり とわだ



地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを整備するための計画です。

計画の位置づけ

市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の福祉分野における上位計画として位置づけられ、健康福祉分野などの各個別計画及び十和田市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図りながら、市民、地域、行政との協働により地域福祉を推進するための基本的な「理念・目標・施策」を示す計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」)第14条1項に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(以下、「再犯防止推進法」)第8条1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

十和田市総合計画

地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画】

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画
- 地域防災計画
- 健康とわだ 21
- 自殺対策計画

十和田市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。
ただし、大幅な見直しが必要になった場合には、この期間にかかわらず見直すものとします。

基本理念

基本目標
1

誰もが生きがいをもって私(I)らしく暮らせるまちづくり

市民が主役となり、生きがい・やりがいをもって、自分らしく暮らせるまちを目指します。

- ① 健康づくりの推進
- ② 暮らしやすい生活環境の整備
- ③ 市民の主体的な社会参加と生きがいづくり
- ④ 家族・ケアラーへの支援
- ⑤ 地域福祉推進を担う人材の育成
- ⑥ 権利擁護の推進
- ⑦ 成年後見制度の利用促進(十和田市成年後見制度利用促進基本計画)



心身の健康づくりに
努めましょう。



あいさつや
声掛けを
しましょう。



好きなことを楽しみましょう。



地域活動に
積極的に
参加しましょう。



基本目標
2

お互いを気遣うことができる愛のあるまちづくり

相手の困難を我が事として考えることができる、あたたかい気持ちにあふれるまちづくりを進めます。

- ① 福祉意識の醸成
- ② 日常的な見守り・居場所づくりの構築
- ③ 再犯防止対策の推進(十和田市再犯防止推進計画)



やさしい気持ちを育みましょう。



地域の心配な人を気にかけましょう。



地域の人や気の合う仲間と
つながりをつくりましょう。

基本目標
3

多様な連携による支えあいのまちづくり

複雑化している地域課題に対応できる相談支援体制や安全・安心の環境づくりを図りながら、多様な主体の力を結集したまちづくりを進めます。

- ① 包括的な相談窓口・支援体制の構築(重層的支援体制整備事業)
- ② コミュニティ活性化のためのネットワーク構築
- ③ 福祉サービスの充実
- ④ 生活困窮者等への自立支援対策の推進
- ⑤ 災害・救急の備え、防犯対策の充実



困ったときは
身近な相談窓口に
相談しましょう。



福祉サービスを利用して
安心して暮らしましょう。



災害発生に備えて
防災訓練に参加しましょう。